

行政不服審査法第17条の規定により、審理員となるべき者の名簿を公開する。
武蔵野市では、下記の職にある者の中から審理員を指名するものとする。

審理員となるべき者
総合政策部企画調整課長
総合政策部企画調整課都市機能再構築担当課長
総合政策部企画調整課保健センター増築・複合施設整備担当課長
総合政策部企画調整課行政経営・自治推進担当課長
総務部総務課副参事
総務部総務課副参事（リスクマネジメント担当）
総務部総務課検査担当課長
総務部人事課長
総務部人事課人材育成・安全衛生担当課長
総務部人事課副参事（労務担当）
総務部情報政策課長
財務部財政課長
財務部管財課長
財務部施設課長
財務部施設調整担当課長
市民部多文化共生・交流課長
防災安全部安全対策課長
健康福祉部地域支援課長
都市整備部吉祥寺まちづくり事務所長
都市整備部用地課長
会計課長
総務部総務課会計年度任用職員

※いずれも法令に特別の定めがある場合を除く。